

## 善行褒賞に関する達

昭和 42 年 3 月 8 日  
陸上自衛隊達第 32—15 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号  
平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号  
平成 26 年 3 月 25 日達第 122—262 号 平成 27 年 10 月 1 日達第 122—272 号

善行褒賞に関する達（昭和 28 年保安隊達第 40 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

善行褒賞に関する達

（目的）

**第 1 条** この達は、陸上自衛隊に勤務する隊員に善行（職務に基づかない道徳上の模範的行為）があつた場合、当該隊員を褒賞し、その行為を顕彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

（善行褒賞権者）

**第 2 条** 善行褒賞権者（以下「褒賞権者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

（1） 駐屯地又は分屯地に所在する部隊等に所属する隊員にあつては、当該駐屯地司令又は分屯地司令。ただし、市ヶ谷駐屯地に所在する部隊等に所属する隊員にあつては、当該部隊等の長

（2） 陸上幕僚監部に所属する隊員にあつては、陸上幕僚長

（3） 駐屯地又は分屯地以外に所在する部隊等に所属する隊員にあつては、当該部隊等の長

2 臨時勤務又は入校等（以下「入校等」という。）中の隊員が次条に定める基準に該当し、褒賞を必要と認める場合には、入校等先の部隊等の褒賞権者（以下「入校等先褒賞権者」という。）は、その旨当該隊員の褒賞権者（以下「本属褒賞権者」という。）に通知するものとする。この場合、入校等の期間その他を勘案し入校等先において褒賞するのを適当とするときは、入校等先褒賞権者は本属褒賞権者と協議の上、自ら褒賞を行うことができる。

（褒賞の基準）

**第 3 条** 褒賞は、次の各号に該当する場合に行う。

（1） 人命救助をした場合

（2） 消火作業をした場合

（3） 犯人逮捕に協力した場合

（4） 社会事業に寄与した場合（慈善行為を含む。）

（5） その他善行があつた場合

（褒賞の手續）

**第 4 条** 部隊等の長（陸上幕僚監部にあつては部長、監察官、法務官及び警務管理官をいう。以下同じ。）は、勤務する隊員が前条に定める各号の一に該

当すると認められる場合は、次に掲げる事項を順序を経て褒賞権者に上申又は通知するものとする。

- (1) 隊員の所属、階級、氏名及び認識番号
- (2) 善行の動機及び内容
- (3) 部内外に与えた影響
- (4) 隊員の平素の勤務状況及び履歴の概要
- (5) その他参考となる事項

(褒賞の実施)

**第5条** 褒賞は、部隊等の集合する機会を利用し、又は褒賞を受ける隊員の所属する部隊等の長の立会いの下に褒賞状を授与して顕彰するものとする。

2 前項の褒賞状の様式は、別紙の例による。

(褒賞の告知)

**第6条** 褒賞権者は、褒賞を実施した場合には、褒賞を実施した隊員の善行を会報等をもって、速やかに告知するものとする。

附 則

この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号抄)

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日陸上自衛隊達第122—157号)

1 この達は、平成12年3月28日から施行する。

2 この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第4条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第5条及び第7条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第6条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第8条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日陸上自衛隊達第122—262号)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日陸上自衛隊達第122—272号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

第 号

善行褒賞状

第〇〇〇隊第〇中隊

二等陸曹 山川 太郎

右は平成〇〇〇〇年〇月〇日〇〇〇〇〇〇〇〇ころ  
帰宅の途上〇〇川に転落した小児を発見  
身をていして急流に入り貴重な生命を救  
った

この行為は真に模範たる善行と認められ  
るのでここに褒賞する

平成〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇駐屯地司令

陸将補 大山 下谷

注 一 整理番号は発行順に番号をつける。

二 紙質は、上質のものを用い、B-4  
判とし適宜縁飾りをつけることができ  
る。